

さいたま市版スポーツオープンイノベーションプラットフォーム

フォーム（SOIP）構想策定支援業務

要求事項

1 業務名

さいたま市版スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）構想策定支援業務

2 履行期間

契約締結日から令和3年10月末日まで

3 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

4 予算の上限額

8,027,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

- 行政単独では解決が難しい地域課題に対し、課題特定や解決策の検討段階から多様な主体を巻き込むことで、民間の知見や資金を最大限に活用できる仕組みを作り、持続可能な取組へとシフトを図ることを目的としています。
- スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）とはスポーツの場におけるオープンイノベーションを促進し、スポーツへの投資促進やスポーツの価値高度化を図るとともに、スポーツの場から他産業の価値高度化や社会課題の解決につながる新たな財・サービスが創出される社会の実現を目指すプラットフォームです。SOIPで生み出された新たな価値が地域に実装されることにより、スポーツという基盤産業が市外から資金を稼ぎ出す好循環を作りだしていきたいと考えています。
- さいたま市版 SOIP では本市が抱える地域課題に対して、「さいたまスポーツシュアレ」連携企業等のリソースと、地域・ベンチャー企業等の製品・サービス・アイデアを組み合わせて、ソリューション・サービスを検討し、新たな価値創出を支援していきます。
- また、行政・大学・民間企業・ベンチャー企業・銀行など、多様な主体を巻き込むハブ機能を一般社団法人さいたまスポーツコミッション（SSC）が将来的に担えるよう、ビジネス構想策定力、資金調達スキーム構想力、人材・ネットワーク提供力等を育成する仕組みを検討していきます。
- この様な営みを、「さいたま市版 SOIP 構想」としてまとめます。

6 業務内容

- さいたま市版 SOIP 構想の策定（地域課題の調査、さいたまスポーツシューレ連携企業等のリソース整理、SOIP 構想策定、テストマーケティング等）を実施する（令和 3 年度）

さいたま市版 SOIP の目的・将来像を理解し、効果的かつ適切に業務を行うことに留意の上、令和 3 年度は以下に示す業務を実施する。また、業務の実施にあたり、さいたま市と協議の上、詳細を決定する。なお、本業務の実施に係る費用（人件費、会場費、広告掲載費、配信費、機材費等）は全て受託者が負担するものとする。

(1) コロナ禍におけるスポーツの現状・課題の把握

- ア 外部環境の把握と地域課題の整理、事業手法の検討
- イ 市内プロスポーツチーム等へのヒアリング
- ウ レポートの提出

当該業務全般について、実施レポートを提出すること。

【企画提案内容、理由及び見積り内容】

- ア 地域課題の整理方法、解決する事業手法
- イ 市内プロスポーツチーム等へのヒアリング（実施時期、回数）

(2) 「さいたまスポーツシューレ」連携企業の提供リソースの確認

- ア 連携先企業へのヒアリング
- イ 提供リソースの整理
- ウ レポートの提出

当該業務全般について、実施レポートを提出すること。

【企画提案内容、理由及び見積り内容】

- ア 連携企業へのヒアリング（実施時期、回数）
- イ 提供リソースの整理方法。

(3) さいたま市版 SOIP 構想の作成

地域課題の把握、「さいたまスポーツシューレ」連携企業の提供リソースの確認を通じ、「さいたま市版 SOIP」において挑戦する課題・解決策、マッチングスキーム、資金調達スキーム、スポーツビジネス人材育成スキーム等をまとめた、構想を作成する。

- ア スキーム検討（課題解決策・マッチング・スポーツビジネス人材育成・資金調達）
- イ 構想印刷製本（カラー10部）

【企画提案内容、理由及び見積り内容】

- ア スキーム検討
- イ 構想印刷製本（カラー10部以上）

(4) テストマーケティング調査

以上のさいたま市版 SOIP 構想に基づき、地域資源である「スポーツ」を活用して新分野開拓を目指す市内・ベンチャー企業等とさいたまスポーツシュール連携企業とのマッチングの企画及び新たなサービスのマーケティング調査を実施する。

- ア テストマーケティングの企画
- イ テストマーケティングの実施
- ウ 調査結果のまとめ

【企画提案内容、理由及び見積り内容】

- ア テストマーケティングの企画
- イ テストマーケティングの実施

7 スケジュール

業務の実施スケジュールは概ね次のとおりとし、さいたま市と協議の上詳細を決定すること。

時期	業務内容
令和3年 5月中旬頃	着手 現状・課題把握
令和3年 6月下旬頃	シュール連携企業へのヒアリング
令和3年 7月中旬頃	SOIP 構想作成、中間報告
令和3年 8月～9月中旬頃	テストマーケティングの実施
令和3年 10月中旬頃	報告書（案）作成、報告前協議
令和3年 10月末日	業務完了

8 業務実施計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容等）を作成し、市に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに市の承認を受けること。
- (2) 本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- (3) 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

9 業務完了後の提出書類・成果物の納品

受託者は、業務を円滑に遂行し、以下の内容を含む事業実施報告書を図面及び写真などを使用して3部、電子データ（CD-ROMまたはDVD-ROM）1部と、全ての業務完了時に、業務完了報告書を提出すること。

- (1) 事業実施報告書
- (2) その他、本業務で作成した資料
- (3) 成果物の納品

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、業務完了報告書を提出し、当市の確認検査を経た後、一括払いとする。

11 著作権

- (1) 受託者は、本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年5月法律第48号）第21条から第28条の権利を含む。）を、全て無償でさいたま市に譲渡するものとする。その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。
- (2) 受託者は、さいたま市に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、さいたま市以外の第三者に譲渡しないこと。
- (3) 受託者は、制作し、納品したコンテンツについて、さいたま市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、成果物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作権（以下原著作物という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採った上で本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と区との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。
- (5) コンテンツが第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他さいたま市の責に帰する事由により原著作物の著作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は受託者が負うこと。

12 一般事項

- (1) 業務にあたっては、2週間に1回程度定期的に打ち合わせを開催すること。なお、打ち合わせのための資料、議事録等は、受託者が作成すること。
- (2) 本業務の内容に疑義が生じた場合には、さいたま市契約連絡事務担当と協議の上決定する。

13 その他

本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

なお、「仕様書」については、本要求事項に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。